

別表 2-2 対象経費（令和 5 年 5 月 8 日以降）

第 3 条	対象経費
(1)	<p>○①及び②に該当する事業所等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和 5 年 10 月 1 日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には 1 日あたり 4 千円を補助上限とし、1 月あたり 2 万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には 1 月あたり 2 万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添 1 のとおり）</p> <p>イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>ウ 事業所等の消毒、清掃費用</p> <p>エ 感染性廃棄物の処理費用</p> <p>オ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p> <p>※なお、イ、カについては、代替サービス提供期間の分に限り</p> <p>○③に該当する事業所等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>キ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 一定の要件に該当する自費検査費用（別添 1 のとおり）</p> <p>○④に該当する事業所等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>ク 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添 2-2 のとおり）</p>

<p>(2)</p>	<p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ケ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 コ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p> <p>※なお、ケ、コについては、代替サービス提供期間に限る</p>
<p>(3)</p>	<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】 サ 感染が発生した事業所等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p> <p>シ 感染が発生した事業所等への介護人材の応援派遣 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>